

こ成事第 459 号

令和 6 年 5 月 8 日

各地方厚生（支）局長 殿

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）

（ 公 印 省 略 ）

令和六年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の取扱いについて（内閣府こども家庭庁及び厚生労働省所管補助施設）

標記について、財務省主計局長から別添 1 のとおり、財務省主計局主計監査官より別添 2 のとおり通知があったので、「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」（昭和 59 年 9 月 7 日付会発第 737 号厚生省大臣官房会計課長通知）の取扱いの一部を簡素化（令和六年能登半島地震による災害により被災した内閣府こども家庭庁及び厚生労働省所管補助施設に対して適用する。）するので、遺漏なきようお願いしたい。

また、同通知については各都道府県児童福祉主管課長等にも送付しているので申し添える。

財計第 2 4 9 7 号
令和 6 年 4 月 2 5 日

各財務（支）局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

財務省主計局長
新 川 浩 嗣
（公印省略）

令和六年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の取扱いについて（内閣府子ども家庭庁及び厚生労働省所管補助施設）

内閣府子ども家庭庁及び厚生労働省所管補助施設の災害復旧事業に係る事業費の算出に当たっては、「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」（昭和 59 年 9 月 7 日付蔵計第 2150 号。以下「調査要領」という。）に定めるところにより実施しているところであるが、令和六年能登半島地震による災害により被災した内閣府子ども家庭庁及び厚生労働省所管補助施設について、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

記

1. 調査要領別表 1 に定める一部施設について、調査要領第二（2）の「申請額が 2 0 0 万円未満の箇所」を以下のとおりに読み替える。

内閣府子ども家庭庁所管補助施設	「申請額が 1, 2 0 0 万円未満の箇所」
厚生労働省所管医療機関施設等	「申請額が 1 億 9, 0 0 0 万円未満の箇所」
厚生労働省所管保健衛生施設等	「申請額が 2 億 8, 0 0 0 万円未満の箇所」
厚生労働省所管社会福祉施設等	「申請額が 1, 2 0 0 万円未満の箇所」

2. 調査要領別表 1 に定める一部施設について、調査要領第九（2）の「調査額が、1 億円以上の場合」を以下のとおりに読み替える。

厚生労働省所管医療機関施設等	「調査額が 6 億 2, 0 0 0 万円以上の場合」
厚生労働省所管保健衛生施設等	「調査額が 7 億 6, 0 0 0 万円以上の場合」

3. 調査要領別表 1 に定める限度額について、「ただし、保育所にあつては 400 千円」を「ただし、保育所にあつては 300 千円」と読み替える。

4. 「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査に関する対象施設について」（昭和 59 年 9 月 7 日付事務連絡第 226 号）の別紙に定める施設のうち内閣府こども家庭庁所管補助施設及び厚生労働省所管補助施設のうち社会福祉施設等を一箇所（同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するもの）で複数運営する複合施設（別紙）である場合、調査要領別表 1 に定める限度額について、「別に定めるそれぞれの施設ごとに 800 千円」を「別に定める内閣府こども家庭庁所管補助施設及び厚生労働省所管補助施設のうち社会福祉施設等を一箇所で複数運営する複合施設ごとに 800 千円」と読み替える。

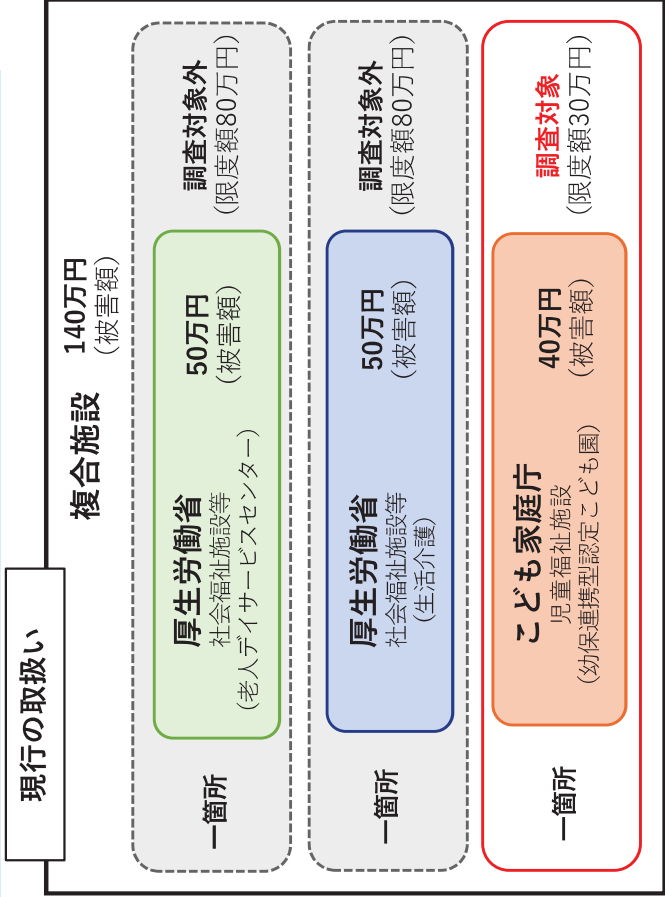
以上

複合施設の調査限度額の取扱いについて

1. 調査対象となる複合施設

- 定義
 - ・内閣府子ども家庭庁所管補助施設及び厚生労働省所管補助施設のうち社会福祉施設等の事業を一箇所（同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するもの）で複数運営する施設
- 留意事項
 - ・申請者が同一の者である場合に限る。申請者と土地所有者が同一である必要はないが、同一で無い場合には土地は復旧対象とならない。
 - ・複合施設内の事業種別ごとの所管省庁（子ども家庭庁・厚生労働省）が異なる場合であっても差し支えない。
 - ・複合施設としての調査限度額の確認については、補助金交付申請を受理する地方厚生（支）局において確認を行う。

2. 調査対象となる複合施設の事例

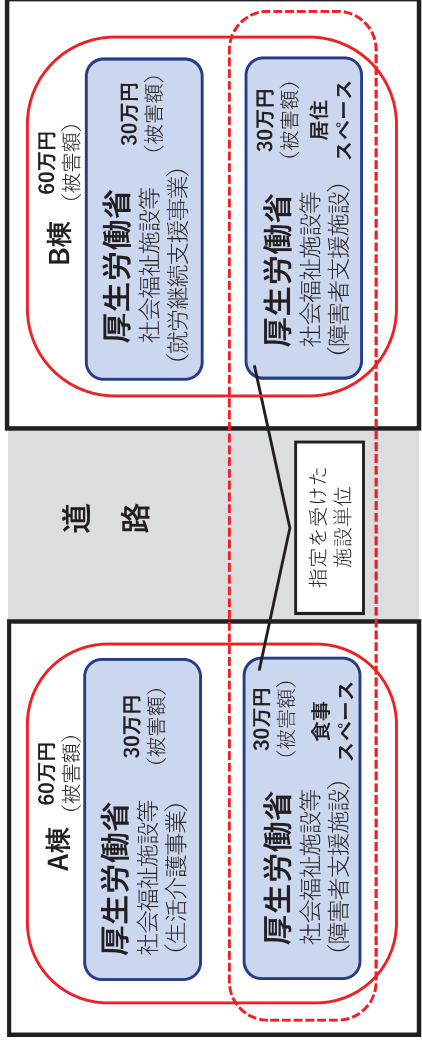
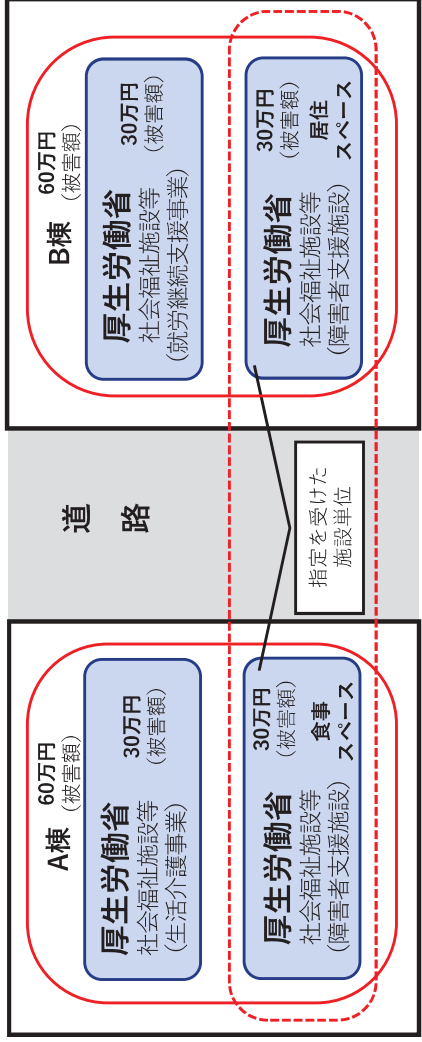
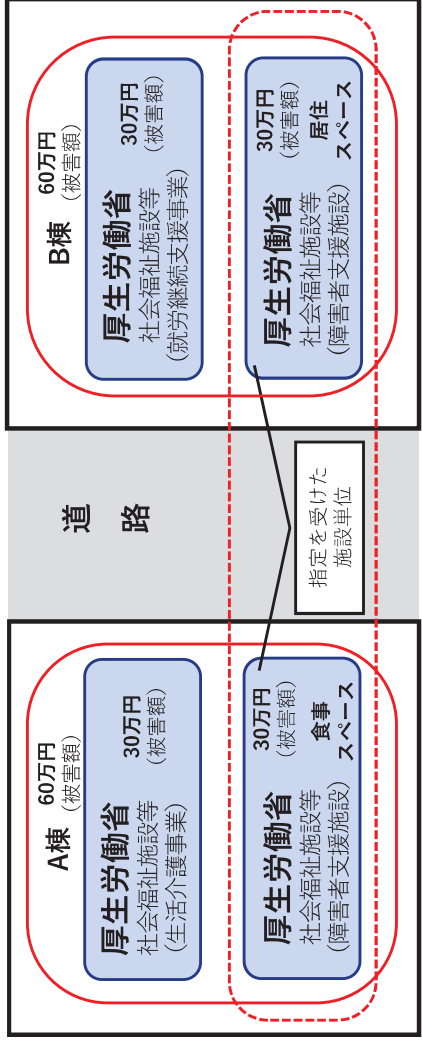
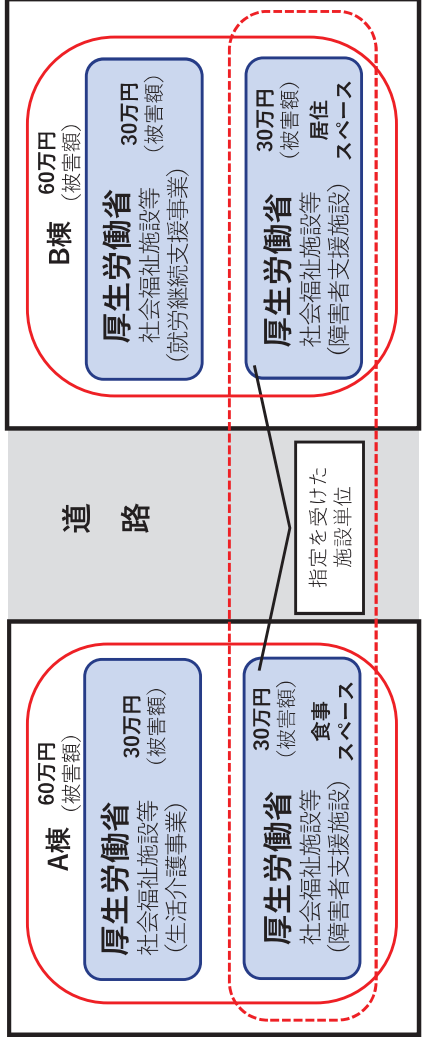
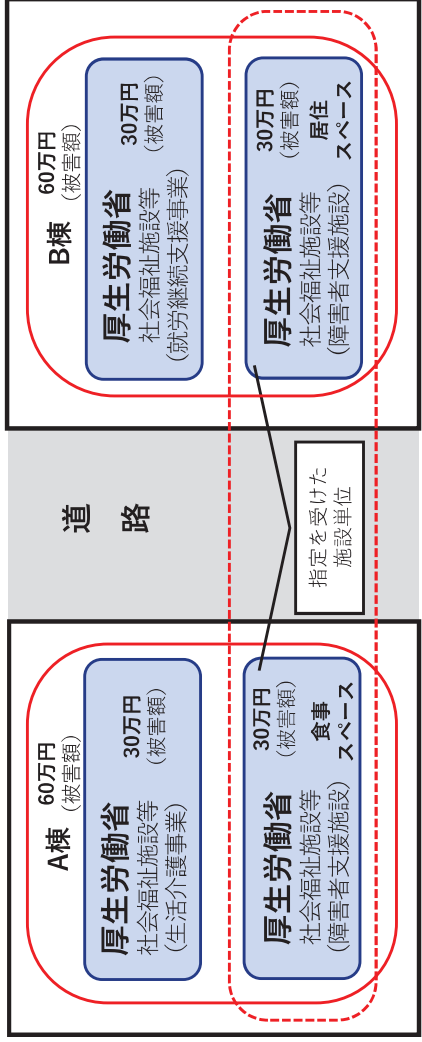
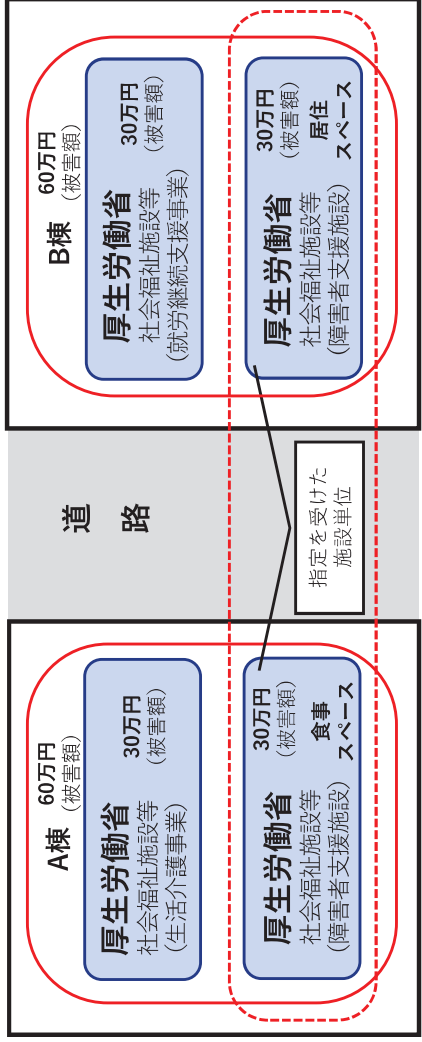
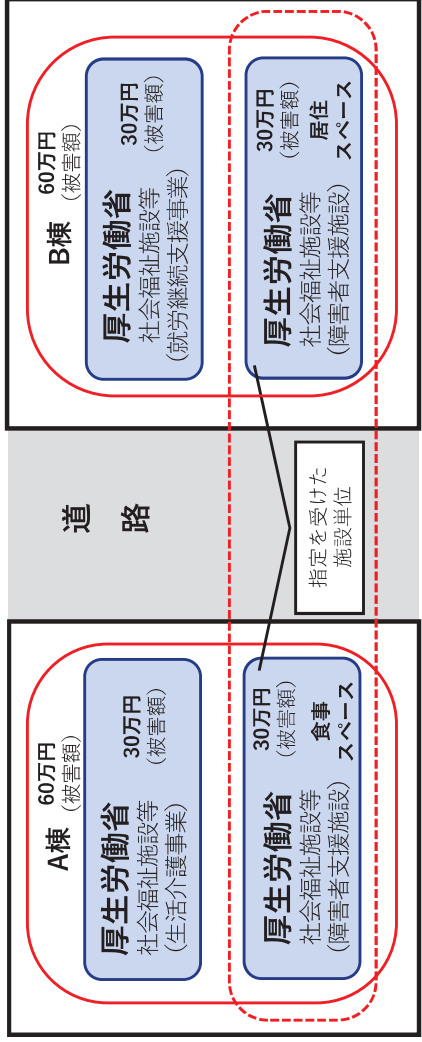
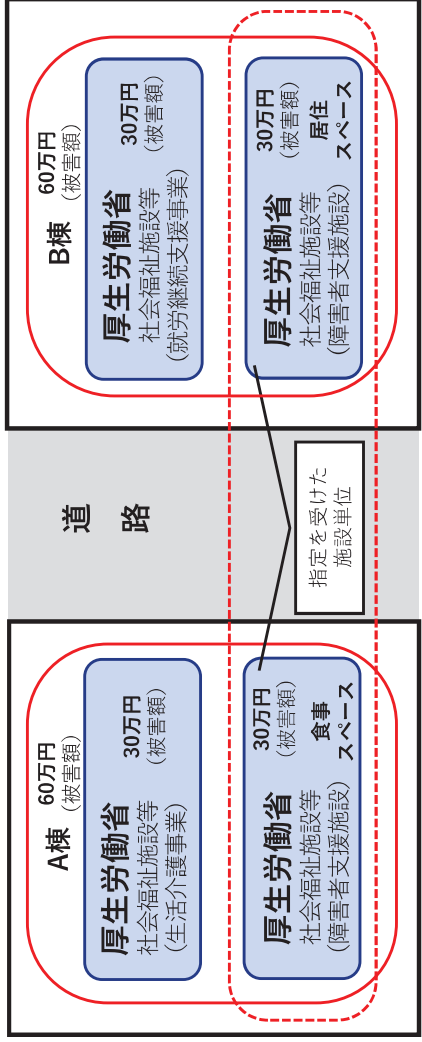
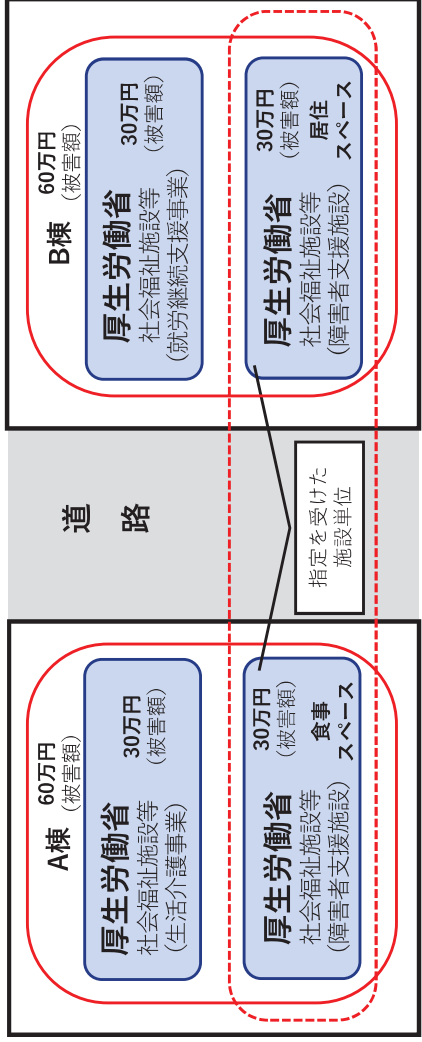
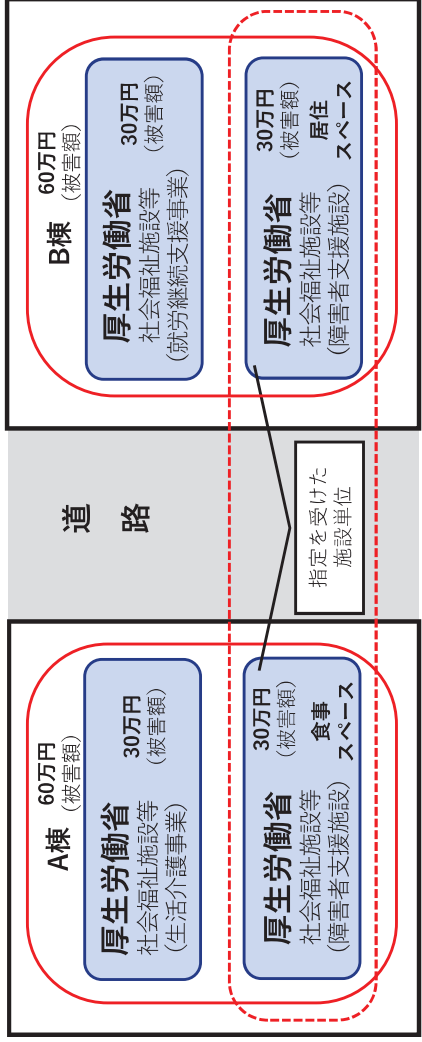
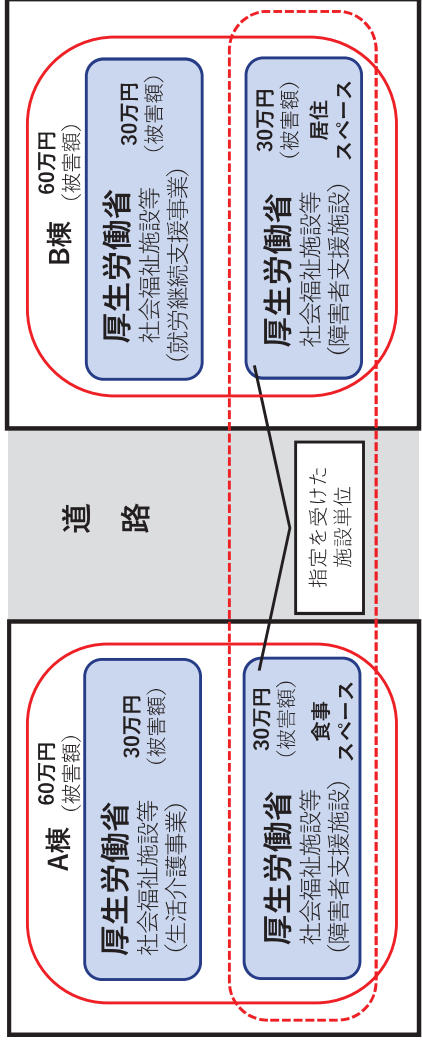
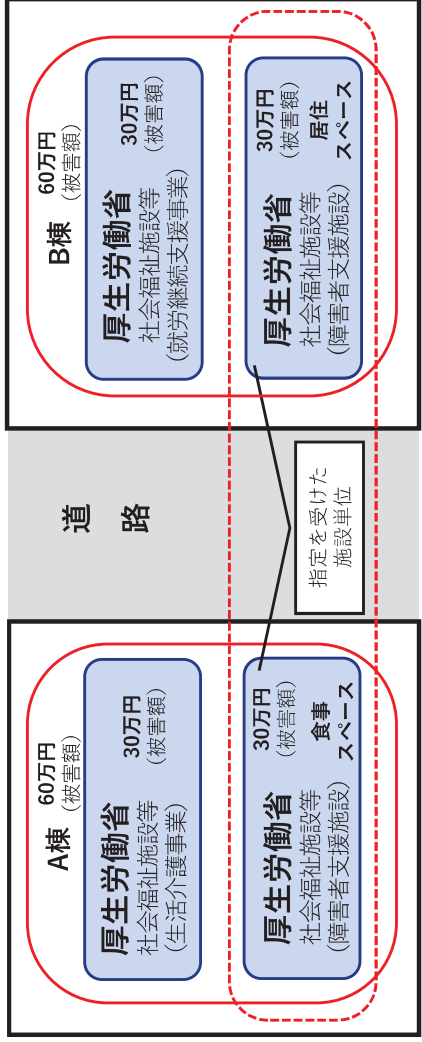
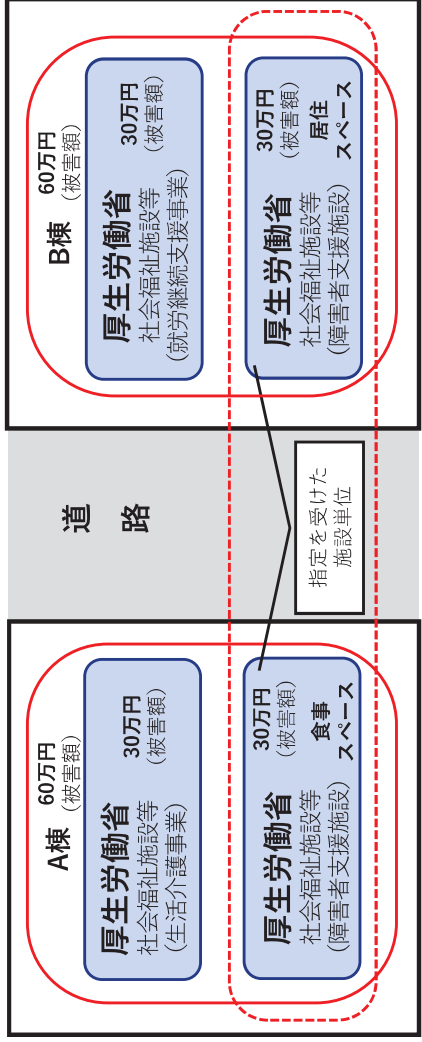
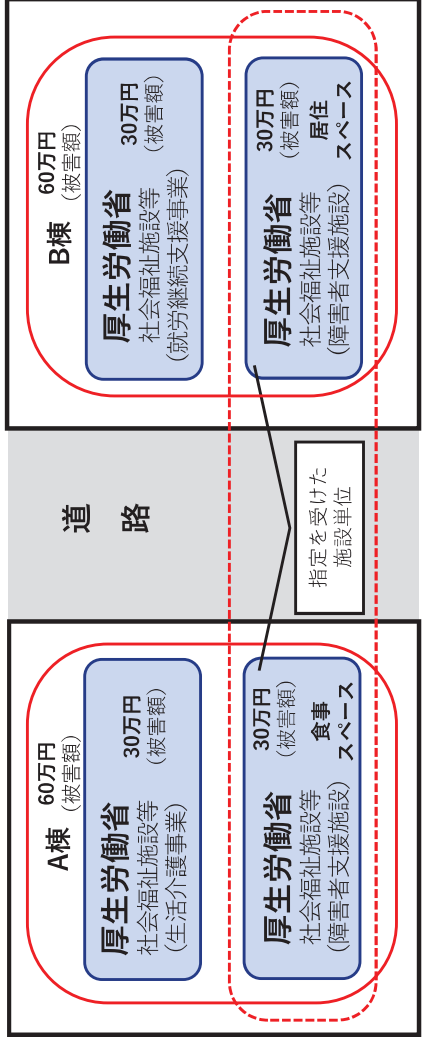
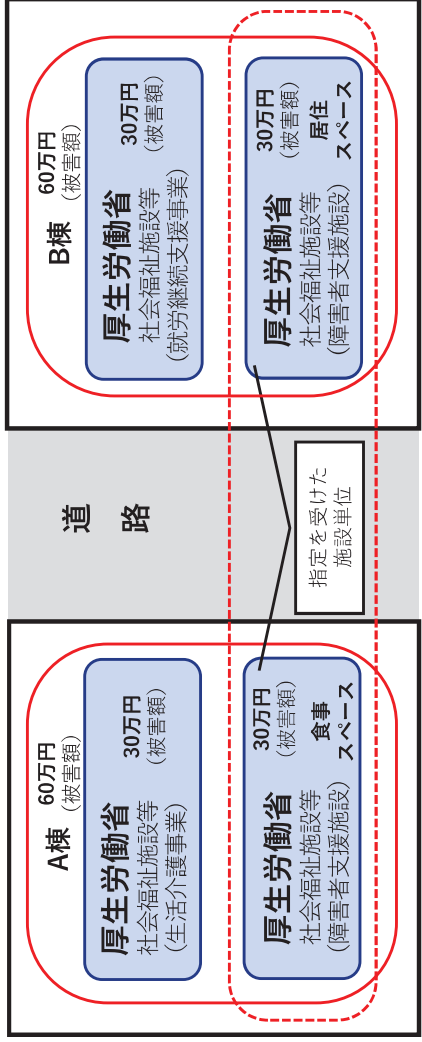
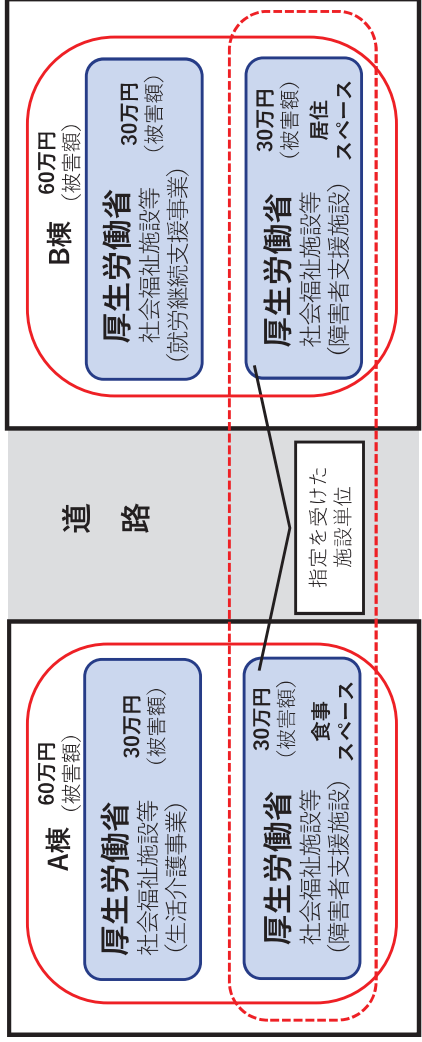
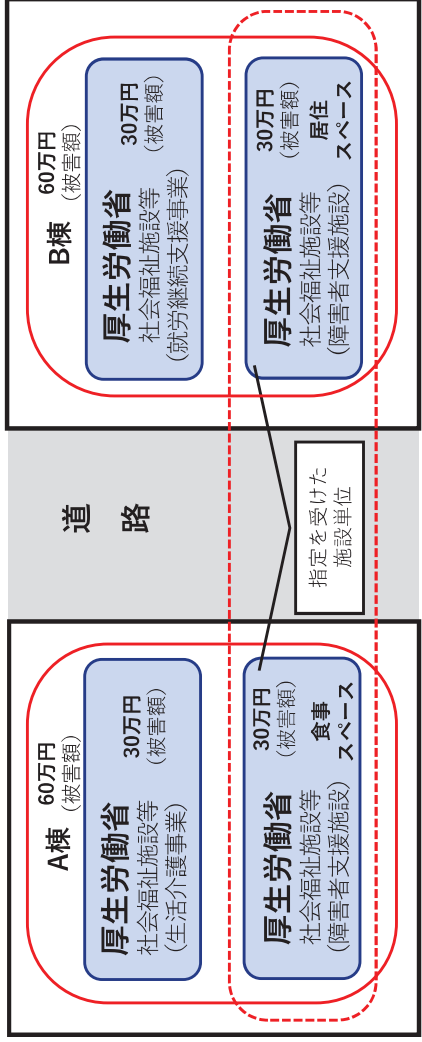
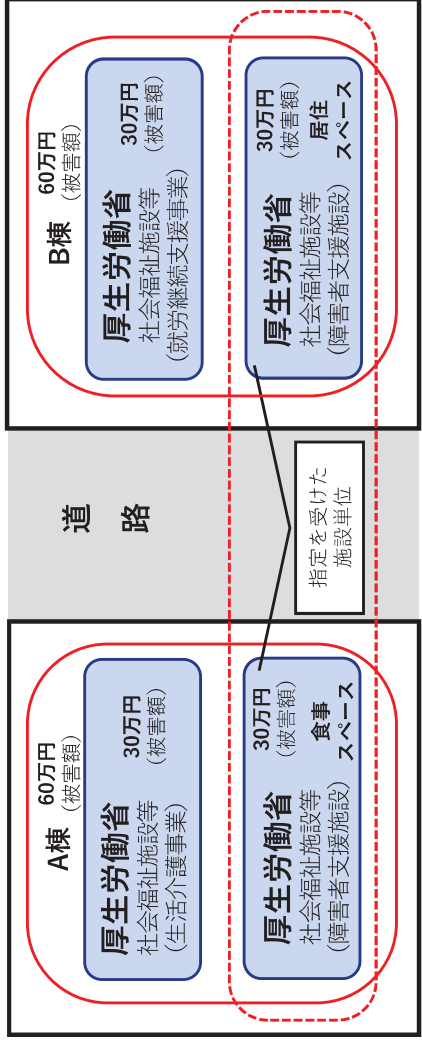


施設種別ごとの限度額のみが設定されており、複合施設のうち調査対象とならない施設種別が生じている。

3. 機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在する事例

- 具体的な事例
 - ・都道府県知事等から指定を受けた施設単位の機能が別建物に分かれており、単独機能のみでは施設として行うべきサービス提供を果たせない場合等については、機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものである。破線赤枠で囲む施設は、単独機能（食事・居住）ではサービス提供が出来ないことから機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものとして取扱う。また、実線赤枠で囲む施設（同一敷地内のA棟及びB棟）は破線赤枠で囲む施設（機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在する施設）を介して一体の複合施設となるため、複合施設としての被害額は120万円となる。

- 留意事項
 - ・対象となる事業種別に制限はない。
 - ・距離的な制限は無く、道路（公道、私道）の別を問わない）を隔ていても差し支えない。



事務連絡監査第 1 号
令和 6 年 4 月 25 日

各財務（支）局理財部長 殿
沖縄総合事務局財務部長 殿

財務省主計局主計監査官
小 野 寺 修 司

令和六年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の取扱いについて（厚生労働省及びこども家庭庁所管補助施設）

厚生労働省及びこども家庭庁所管補助施設の災害復旧事業に係る事業費の算出に当たっては、「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」（昭和 59 年 9 月 7 日付蔵計第 2150 号。以下「調査要領」という。）に定めるところにより実施しているところであるが、令和六年能登半島地震による災害により被災した厚生労働省及びこども家庭庁所管補助施設について、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

記

1. 現地適正単価の取扱いについて、令和 6 年度の官庁建物等災害復旧費実地調査の新（改）築単価は、令和 6 年 3 月 27 日付財計第 1739 号により通知されているが、当該通知の 3. において「1. 及び 2. により難しい場合には現地適正単価によるものとし、現地適正単価における諸経費については、15%の範囲内で計上できるものとする。」とされており、個別ケース毎に判断し現地適正単価を適用して差し支えない。
なお、現地適正単価とは、複数業者（最低でも 2 社以上）から見積書を徴取し、その中で比較検証し最も安価な金額をいう。
ただし、以下の場合については理由書の提出を行い、自治体の了承のもと 1 者見積もりでも協議可能とすることとしたい。
 - 被災により地域に見積もりができる事業者が 1 社しかない場合
 - 地域に見積もりができる事業者が 2 社以上あるが、被災を受けて見積もりを必要としている病院、福祉施設等が多いなどにより、見積もり書の提出に相当な時間を要することが見込まれる場合。
2. 「被害写真」については、被害の詳細について撮影・記録を要するが、現地の被災状況等を踏まえ、以下により必要最小限の添付とすることができる。
 - (ア) 現地調査（机上調査でないもの）を実施するものについては、被害の概略が確認できる写真の添付を求めることとする。
 - (イ) 机上調査を実施するものは、以下の内容の被害状況写真の添付を求めることとする。
 - 建物（新築復旧）

被害の主な箇所が確認できる写真

- 建物補修復旧、建物以外の工作物、土地

被害が確認できる写真（例えば、被害の状況が確認できる各居室等の全景写真）

- 設備

備品台帳と突き合わせをして被害の確認ができる写真

ただし、備品台帳に登載されていないものであっても、被災直近に取得した備品で、購入伝票、領収書等の証拠書類により当該施設の所有であることが明らかな場合に限り調査の対象とすることができる。

以上

こ成事第 458 号

令和 6 年 5 月 8 日

各 都 道 府 県 }
各 指 定 都 市 } 児童福祉主管課長 殿
各 中 核 市 }

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）
（ 公 印 省 略 ）

令和六年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の取扱いについて（内閣府こども家庭庁及び厚生労働省所管補助施設）

標記について、財務省主計局長から別添 1 のとおり、財務省主計局主計監査官より別添 2 のとおり通知があったので、「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」（昭和 59 年 9 月 7 日付会発第 737 号厚生省大臣官房会計課長通知）の取扱いの一部を簡素化（令和六年能登半島地震による災害により被災した内閣府こども家庭庁及び厚生労働省所管補助施設に対して適用する。）するので、遺漏なきようお取り計らい願いたい。

財計第 2 4 9 7 号
令和 6 年 4 月 2 5 日

各財務（支）局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

財務省主計局長
新 川 浩 嗣
（公印省略）

令和六年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の取扱いについて（内閣府子ども家庭庁及び厚生労働省所管補助施設）

内閣府子ども家庭庁及び厚生労働省所管補助施設の災害復旧事業に係る事業費の算出に当たっては、「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」（昭和 59 年 9 月 7 日付蔵計第 2150 号。以下「調査要領」という。）に定めるところにより実施しているところであるが、令和六年能登半島地震による災害により被災した内閣府子ども家庭庁及び厚生労働省所管補助施設について、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

記

1. 調査要領別表 1 に定める一部施設について、調査要領第二（2）の「申請額が 2 0 0 万円未満の箇所」を以下のとおりに読み替える。

内閣府子ども家庭庁所管補助施設	「申請額が 1, 2 0 0 万円未満の箇所」
厚生労働省所管医療機関施設等	「申請額が 1 億 9, 0 0 0 万円未満の箇所」
厚生労働省所管保健衛生施設等	「申請額が 2 億 8, 0 0 0 万円未満の箇所」
厚生労働省所管社会福祉施設等	「申請額が 1, 2 0 0 万円未満の箇所」

2. 調査要領別表 1 に定める一部施設について、調査要領第九（2）の「調査額が、1 億円以上の場合」を以下のとおりに読み替える。

厚生労働省所管医療機関施設等	「調査額が 6 億 2, 0 0 0 万円以上の場合」
厚生労働省所管保健衛生施設等	「調査額が 7 億 6, 0 0 0 万円以上の場合」

3. 調査要領別表 1 に定める限度額について、「ただし、保育所にあつては 400 千円」を「ただし、保育所にあつては 300 千円」と読み替える。

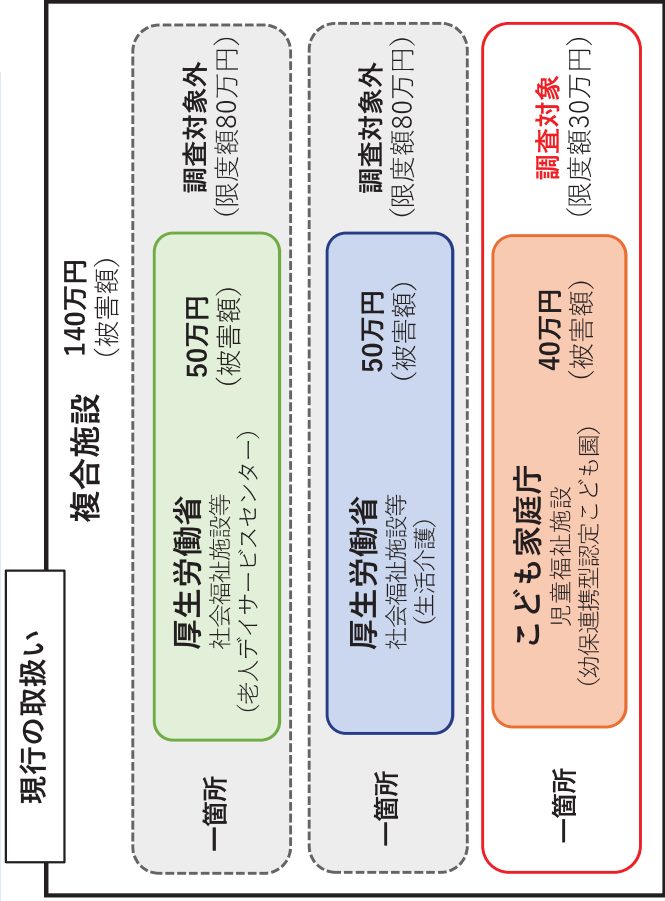
4. 「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査に関する対象施設について」（昭和 59 年 9 月 7 日付事務連絡第 226 号）の別紙に定める施設のうち内閣府こども家庭庁所管補助施設及び厚生労働省所管補助施設のうち社会福祉施設等を一箇所（同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するもの）で複数運営する複合施設（別紙）である場合、調査要領別表 1 に定める限度額について、「別に定めるそれぞれの施設ごとに 800 千円」を「別に定める内閣府こども家庭庁所管補助施設及び厚生労働省所管補助施設のうち社会福祉施設等を一箇所で複数運営する複合施設ごとに 800 千円」と読み替える。

以上

1. 調査対象となる複合施設

- 定義
 - ・内閣府子ども家庭庁所管補助施設及び厚生労働省所管補助施設のうち社会福祉施設等の事業を一箇所（同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するもの）で複数運営する施設
- 留意事項
 - ・申請者が同一の者である場合に限る。申請者と土地所有者が同一である必要はないが、同一で無い場合には土地は復旧対象とならない。
 - ・複合施設内の事業種別ごとの所管省庁（子ども家庭庁・厚生労働省）が異なる場合であっても差し支えない。
 - ・複合施設としての調査限度額の確認については、補助金交付申請を受理する地方厚生（支）局において確認を行う。

2. 調査対象となる複合施設の事例

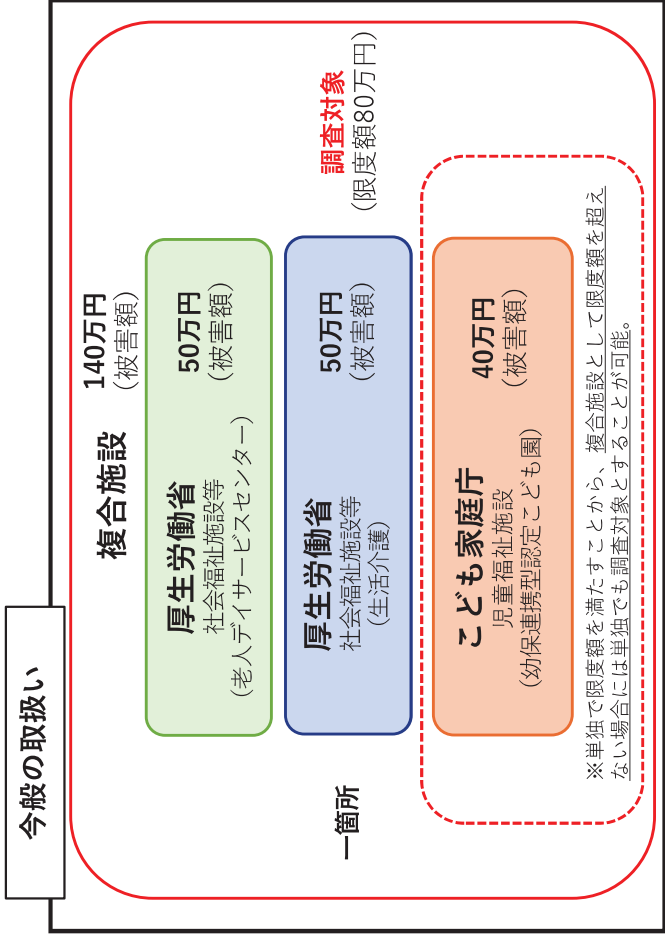


施設種別ごとの限度額のみが設定されており、複合施設のうち調査対象とならない施設種別が生じている。

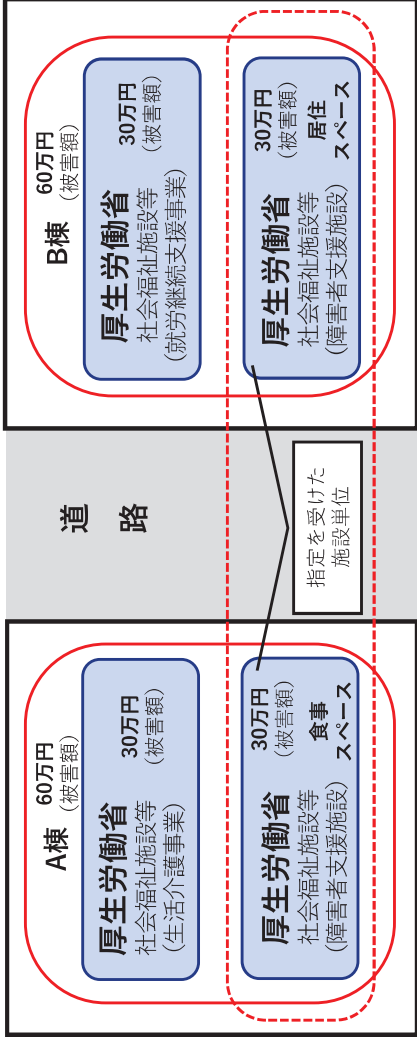
3. 機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在する事例

- 具体的な事例
 - ・都道府県知事等から指定を受けた施設単位の機能が別建物に分かれており、単独機能のみでは施設として行うべきサービス提供を果たせない場合等については、機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものである。破線赤枠で囲む施設は、単独機能（食事・居住）ではサービス提供が出来ないことから機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものとして取扱う。また、実線赤枠で囲む施設（同一敷地内のA棟及びB棟）は破線赤枠で囲む施設（機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在する施設）を介して一体の複合施設となるため、複合施設としての被害額は120万円となる。

- 留意事項
 - ・対象となる事業種別に制限はない。
 - ・距離的な制限は無く、道路（公道、私道）の別を問わない）を隔ていても差し支えない。



現行の取扱いに加えて、複合施設として限度額（80万円）を超える場合には複合施設として調査対象と認める取扱いとする。



事務連絡監査第 1 号
令和 6 年 4 月 25 日

各財務（支）局理財部長 殿
沖縄総合事務局財務部長 殿

財務省主計局主計監査官
小 野 寺 修 司

令和六年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の取扱いについて（厚生労働省及びこども家庭庁所管補助施設）

厚生労働省及びこども家庭庁所管補助施設の災害復旧事業に係る事業費の算出に当たっては、「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」（昭和 59 年 9 月 7 日付蔵計第 2150 号。以下「調査要領」という。）に定めるところにより実施しているところであるが、令和六年能登半島地震による災害により被災した厚生労働省及びこども家庭庁所管補助施設について、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

記

1. 現地適正単価の取扱いについて、令和 6 年度の官庁建物等災害復旧費実地調査の新（改）築単価は、令和 6 年 3 月 27 日付財計第 1739 号により通知されているが、当該通知の 3. において「1. 及び 2. により難しい場合には現地適正単価によるものとし、現地適正単価における諸経費については、15%の範囲内で計上できるものとする。」とされており、個別ケース毎に判断し現地適正単価を適用して差し支えない。
なお、現地適正単価とは、複数業者（最低でも 2 社以上）から見積書を徴取し、その中で比較検証し最も安価な金額をいう。
ただし、以下の場合については理由書の提出を行い、自治体の了承のもと 1 者見積もりでも協議可能とすることとしたい。
 - 被災により地域に見積もりができる事業者が 1 社しかない場合
 - 地域に見積もりができる事業者が 2 社以上あるが、被災を受けて見積もりを必要としている病院、福祉施設等が多いなどにより、見積もり書の提出に相当な時間を要することが見込まれる場合。
2. 「被害写真」については、被害の詳細について撮影・記録を要するが、現地の被災状況等を踏まえ、以下により必要最小限の添付とすることができる。
 - (ア) 現地調査（机上調査でないもの）を実施するものについては、被害の概略が確認できる写真の添付を求めることとする。
 - (イ) 机上調査を実施するものは、以下の内容の被害状況写真の添付を求めることとする。
 - 建物（新築復旧）

被害の主な箇所が確認できる写真

- 建物補修復旧、建物以外の工作物、土地

被害が確認できる写真（例えば、被害の状況が確認できる各居室等の全景写真）

- 設備

備品台帳と突き合わせをして被害の確認ができる写真

ただし、備品台帳に登載されていないものであっても、被災直近に取得した備品で、購入伝票、領収書等の証拠書類により当該施設の所有であることが明らかな場合に限り調査の対象とすることができる。

以上